

< 酪農家の皆様へ >

## 生乳の安全・安心の確保に向けて

～ 記帳・記録の保管を通して、「衛生的な生乳生産の実施」と「農薬等の適正管理と適正使用」に努めましょう～

平成 13 年の国内初の BSE 発生後、食品や農産物の偽装表示、無登録の農薬や添加物の使用、高病原性鳥インフルエンザの発生等、食品に対する消費者の信頼を根底から揺るがす事故や事件が相次いで発生し、食品や農産物の安全・安心に対する国民の期待が急速に高まっています。また、WTO 体制下における農産物の貿易自由化により国内食品市場の国際化が進展する状況において、国産農産物に対する国民の信頼と支持を確保していくことがとても重要となっています。

「食の安全・安心」が求められるなかで、生乳生産者段階でも積極的にその役割を果たしていくことが必要です。そのため、社団法人中央酪農会議は「衛生的で安全な生乳を供給する」ための生乳生産現場での取り組みを推進するために、酪農家の皆様には大変な手間をおかけすることとなりますが、「生乳生産管理チェックシート」を配布し、記帳とその記録の保管をお願いすることとなりました。

「食品の安全性」の確保に向けて、生産者の役割が法的に明記されました！

平成 15 年 5 月 23 日に「食品安全基本法」が制定され、『国民の健康の保護が最も重要である』という認識の下、食品の安全性の確保に関する施策が総合的に推進されています。また、農林水産物の生産から販売に係る全ての関係者において積極的な取り組みが求められるとともに、国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者の責任・役割がそれぞれ明記され、関係者が一体となって食品の安全性の確保に取り組むこととなりました。なお、生乳生産者は食品関連事業者として位置付けられており、自らの責任において安全性を確保するため、必要な措置を講ずるよう努めることが求められています。また、ポジティブリスト制度の施行により、対象外物質を除いた全ての農薬について残留基準が設定されることから、これまで以上に農薬等の管理・使用には注意を払う必要があります。

記帳する項目は？

衛生管理チェックシート

動物用医薬品の投与記録

資材交換・牛舎消毒履歴

飼料給与記録

乾乳軟膏の使用記録

農薬使用記録

肥料・堆肥等使用記録

サイレージ調製剤使用記録

詳細は「生乳生産管理チェックシート」をご参照ください。

なぜ記帳と記録の保管を徹底することが必要なのでしょうか？

<安全・安心を届けます>

生乳生産に係る記帳を行い、「日々、衛生的で安全な生乳を出荷している」ことを再確認することで、消費者や取引先の皆様に「安全」と「安心」を届けることができます。

記帳・記録の保管は、消費者に生乳の「安全・安心」を届けるとともに、酪農家の皆様の「身を守る」手段ともなりますので、記帳・記録の保管の徹底に際してご協力をお願いいたします。

